委任状兼同意書の建築主様の押印取扱いについて

「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省令の一部を改正する省令」（令和3年1月1日施行）により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の申請書類については押印が不要※となりましたが、法定様式ではない「委任状兼同意書」の建築主様の押印について、株式会社都市居住評価センター（以下「弊社」という。）の取扱いをお知らせいたします。

「委任状及び同意書」は、代理者により省エネ判定等の手続きを行う場合に、建築主がこれらの手続きを当該代理者に委任することを証する書類として、併せて建築基準法に基づく確認検査を弊社（指定確認検査機関）へ申請する場合は、必要に応じて省エネ適合判定通知書の写し等を指定確認検査機関の業務において利用することについて、あらかじめ同意することを証する書類となります。

委任は、委任者である建築主と受任者である代理者の合意により成立し、同意は建築主の意思によります。**この「委任状兼同意書」に建築主の押印を必要とするかどうかの判断は、建築主と代理者で協議して決めていただければと存じます。**

弊社は、提出された「委任状兼同意書」の建築主押印の有無にかかわらず当該代理者に委任すること及び前記に同意することを証する書類として提出されたものとして取扱いいたします。

なお、**建築主押印を省略する場合は、この内容を確認した旨、枠内に代理者の記名押印をし、「委任状兼同意書」と併せて提出してください。**

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年２月19日

登録建築物エネルギー消費性能判定機関

株式会社都市居住評価センター

電話03-3504-2386

FAX 03-3595-0900

---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■建築主押印を省略する場合は、代理者の記名押印をし「委任状兼同意書」と併せて提出してください。

「委任状兼同意書の建築主様の押印取扱いについて」の内容を確認しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理者　　　　　　　　　　　　　　印

計画書に本書面をご提出した場合、計画書に添付された委任状兼同意書の業務区分に該当する業務において、代理者の変更がない限り、

当該物件の計画書提出以降の申請等手続きに本書面の提出は不要です。

|  |
| --- |
| UHEC受付欄 |
|  |